

第4回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

開催日 平成16年4月28日(水) 午後2時から

開催場所 合川町農村環境改善センター

会議次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 報 告

・報告第15号 平成15年度鷹巣阿仁地域合併協議会歳入歳出決算報告について

・報告第16号 監査委員の選任について

(2) 協 議

・協議第18号 地方税の取扱いについて

・協議第19号 一般職の職員の身分の取扱いについて

・協議第20号 特別職の身分の取扱いについて

・協議第21号 条例、規則等の取扱いについて

・協議第14号(継続協議) 財産の取扱いについて

・協議第15号(継続協議) 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて

・協議第16号(継続協議) 農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて

(3) 提 案

・協議第22号 事務組織及び機構の取扱いについて

・協議第23号 一部事務組合等の取扱いについて

・協議第24号 使用料、手数料の取扱いについて

5. その他

6. 閉 会

出席者の状況

出席委員

鷹巣町長 岸 部 陞

鷹巣町議会議長 清 水 修 智

鷹巣町議会議員 簾 内 順 一

鷹巣町議会議員 千 葉 文 吉

鷹巣町 檜 森 正

鷹巣町 今 野 實

合川町長 佐 藤 修 助

合川町議会議長 佐 藤 吉次郎

合川町議会議員 吉 田 芳 雄

合川町議会議員 和 田 三九郎

合川町 成 田 道 胤

合川町 小 笠 原 聡

合川町 鈴木孝子
森吉町長 松橋久太郎
森吉町議会議員 桜井忠雄
森吉町 佐藤金正
阿仁町長 濱田章
阿仁町議会議員 山田賢三
阿仁町 佐藤昭春
阿仁町 菊地忠雄
欠席委員
森吉町 片山信隆

出席の幹事及び事務局

(幹事)幹事長 吉田茂	副幹事長 柴田信勝
副幹事長 恵比原脩	副幹事長 工藤博
鷹巣町総務課長 今畠健一	鷹巣町まちづくり政策課長 村上儀平
合川町総務課長 松岡宗夫	合川町総務課補佐 杉淵敬輝
森吉町総務課長 加賀隆久	森吉町企画観光課長 奈良尚里
阿仁町総務企画課長 鈴木美千英	阿仁町財務課長 田口惣一

(事務局)事務局長 斎藤彦志 事務局次長 佐藤満ほか

会議の経過 (開会:午後2時)

事務局: それでは委員の皆様におかれましてはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。
定刻の午後2時ちょうどでございます。ただ今から第4回目の鷹巣阿仁地域合併協議会を開催させていただきます。はじめに岸部会長からご挨拶を申し上げます。

岸部会長: 皆さん当協議会も第4回となったわけでございますけども、非常に限られた期間で、しかも今日も限られた時間です。多くの非常に重要な事を協議しなければなりません。本日はたくさんの傍聴者の皆さんに御出頂きまして本当に有り難うございます。そういう中で、是非質疑につきましては、質問される方も、あるいは答える事務局側も要領よく短時間で受け答えして、出来るだけ多くの事を審議を致したいと思っておりますので宜しくお願いいたします。私の挨拶はこれで終わります。

事務局: それではここで出席されています委員の人数を報告させていただきますけれども本日は森吉町の片山委員の欠席のほかは28名の出席をいただいておりますので、本協議会規則第10条第1項の

規程によりまして本会議が成立いたしますことを申し上げたいと存じます。続きまして会議に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきますので、どうぞ皆さん今一度ご確認のほどよろしくお願い致します。最初に次第がございます。次に報告案件の第15号15年度協議会の決算報告でございます。16号が監査委員の選任という報告でございます。次に協議事項ですが、実は前回からの継続協議となりました14号・15号・16号につきまして資料をお手元に差し上げてございます。なお、15号につきましては、一番上のペーパーのみとなっておりますのでご了承いただきたいと思っております。そして最後ですが、次回協議への提案事項といたしまして、協議22号・23号・24号で別冊ということでお手元に差し上げてございます。よろしくご確認の程お願い申し上げます。それではこれからは岸部会長に議長として、会議の進行の程よろしくお願い申し上げます。

岸部会長：それでは本日の会議を早速開きたいと思っております。始めに協議に入る前に議事録署名委員をご指名致します。開催地の委員で2号委員と3号委員の方と言う具合に取り決めをしておりますので、2号委員の佐藤吉次郎委員さんと3号委員の成田道胤委員さんをお願い致します。よろしく願いいたします。

それでは早速でございますが、報告第15号の説明をお願いいたします。

事務局：事務局の斎藤でございます。それではお手元資料の報告第15号、それからご説明したいと思っております。平成15年度鷹巣阿仁地域合併協議会歳入歳出決算報告についてです。鷹巣阿仁地域合併協議会財務規程第7条の規定によりまして、平成15年度鷹巣阿仁地域合併協議会歳入歳出決算について、別紙のとおり報告致します。それで1ページをお開き願いたいと思っております。決算の歳入でございます。15年度は2月、3月の2ヶ月間でありました。歳入の負担金は、収入済額だけご説明致します。負担金が1,797,000円です。それから諸収入がゼロ。歳入合計が17,997,000円でございます。2ページ目が歳出になっております。歳出の総括表でございます。総務費、総務管理費の支出済額が3,041,104円。それから事業費に係わる事業推進費が収入済額が1,312,080円、予備費がゼロ。歳出合計が4,353,184円で差し引きまして13,643,816円。これが16年度へ繰り越しました。先回の第3回の補正予算の時にこれを繰り入れてご報告した次第でございます。3ページからは歳出の細部についてですが、時間の関係上、主なる所だけご説明を申し上げたいと思っております。総務費の会議費でございますけども支出済額970,426円です。報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料がそれぞれの中身となっております。次が事務局費でございます。支出済額が2,070,678円、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、それから備品購入費となっております。なおこの備品購入費の内容というのはカラープリンター、それからパソコン、ホワイトボード、ブックワゴンという風な内容でございます。4ページ目が事業費の方に入ります。事業費が、事業推進費、支出済額が1,312,080円。内容が旅費と需用費、委託料でございます。予備費の支出額がゼロという風な対応でございます。

5ページ、6ページが15年度分に係わる財産に関する調書でございます。現在ある備品の資料でご

ざいます。7ページの中に資料1と言うのが有りますけども、決算について監査委員から監査を受けた訳でございます。その報告が資料1になっております。以上で決算についての報告についてご説明致しました。よろしくお願ひ申し上げます。

岸部会長： それではただ今の報告第 15 号につきましてご質問等お願ひいたしますが、録音の都合上お名前を言っていただいてからご発言願ひいたします。

どうぞございませぬか。宜しゅうございませぬか。はいそれでは、はい有り難うございませぬ。それでは次の報告の第 16 号の方に移らしていただきます。事務局の方で説明して下さい。

事務局： はい、お手元の資料の報告第 16 号監査委員の選任についてでございます。監査委員に 1 名の欠員が生じたので鷹巣阿仁地域合併協議会規約第 15 条第 1 項の規定によりまして、4 町の町長の協議により次の者を選任したので報告申し上げます。合川町代表監査委員の平川忠夫様でございます。以上でございます。

岸部会長： ただ今の報告につきましてどなたかご意見ございましたら。

(無しの声あり)

有り難うございませぬ。無しと認めませぬ。

それでは協議の方に入らせて頂きます。協議第 18 号地方税の取扱いについて、事務局よりご説明願ひませぬ。

事務局： 協議第 18 号の地方税の取扱いでございます。先回の第 3 回の協議会で資料についてご説明申し上げます。その中で調整の内容について、それぞれ町民税、法人税、固定資産税、それから軽自動車税、あとタバコ税、入湯税、鉱山税、土地保有税です。これに係わる調整の内容を 9 ページにわたって載せておられます。いずれこの調整の内容について各委員のご意見等をよろしくお願ひしたいと思ひませぬ。以上でございます。

岸部会長： それではただいまの協議第 18 号につきましてご意見を賜りたいと思ひませぬ。はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 阿仁の小林ですけど、2 ページの上の方の欄の協議内容の協議事項の中の調整内容、減免については鷹巣町、阿仁町の例により合併時に統合するとありますけれど、それは明年の 4 月 1 日以降なのかそれとも 3 月 31 日までの時点のことを指しているのか、その辺のところご説明願ひたいと思ひませぬ。この法定協で協議事案になることもあると思ひませぬので。

岸部会長： はい、事務局の方から。

事務局： 合併時と言うことですので、あくまでも合併前にその内容について統合するということとさせていただきます。

岸部会長： よろしゅうございますか。はい、次、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

森吉町春日委員： 森吉の春日です。税額については同じですけれども、税額、税率ですね。納期が若干違うわけですね。で、調整内容を見ますと、健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編すると、こういうことになってはいますが、どちらに合わせるのでしょうか。多い方に合わせるのですか。今の案はどういう風になっていますでしょうか。

岸部会長： はい事務局の方で。

事務局長： 納期についてはいま、町民税、それから固定資産税、軽自動車税それぞれありますけれども、4町の各町の分科会で協議をしたところそれぞれの町の納期が全て異なっております。それでこれから協議なされる国民健康保険の納期、介護保険の納期それらを含めて、同じ月に二つも三つも納期が重ならないように調整しなければ出来ないということで今後、いま出ます国民健康保険の方と調整を図りながら12カ月の中でできるだけダブらないような形の納期を設定していきたいということで、今後それまで検討しながら調整を図っていきます。ですから最終的には国保税それから介護保険税の納期の所で、4月はこの保険税、6月はこの保険税納期という形でご説明をしながら提案申し上げたいと思っております。

岸部会長： はいどうぞ。

森吉町春日委員： そうしますとまったく納期が変わる可能性が有るわけですか、それとも現在4町のうちで多い方の納期を採用するのでしょうか。まったく変わると従来の納税方法とも変わってしまう可能性が有りますので、その辺の事をお訊ねしているわけです。

岸部会長： はいお答え下さい。

事務局： 1番多い納期で8期と言うのありますので、なるべくその中間辺りを設定しながら、それぞれの納期の平等の設定をしたいと思っております。

森吉町春日委員： いやいや多いというのはその回数が多いということじゃ無くて、例えば期日がですね4町のうち例えば2町だとか3町だったのかと言う形で実施している期日が多い方を選ぶのか、それともまったく今までの分を別にして新たに納期日を設定するのかと言うことをお訊ねしているのです。

事務局： はい済みません。まったく新たな納期の設定と言うことになります。

岸部会長 宜しゅうございますか。それでは次に移りたいと思います。

はい、どうぞ。

阿仁町佐藤委員： 阿仁町の佐藤でございます。地方税に関する特例につきましてちょっとお聞きしたいと思います。合併するに際しましては我々は不勉強でございますが一般の住民の方々が税を含めまして、簡易保険料、手数料を含めましていろいろ有るわけですが、この公平負担の原則からいったこれが守れた場合はたして今までの我々が負担しているそのいろいろな物がはたして軽くなるか重くなるか、これが一番の関心事であろうかと思っています。したがって地方税に関する特例、この中には特例第 10 条に、合併した市町村の相互間に税の賦課に関して著しい不均衡と引き継いだ財産の価格などに著しい差異があるため均一の課税が公平を欠くと認められた場合、5年度、つまり5年間だと思えますが、加除しないまたは不均一の課税ができるとされておりますが、ま、公平負担の原則から当然のことだと思っておりますが、この 18 号協議案の今日だされた地方税の中にこの特例に適用される税目があるか、それから著しく不均衡というこの著しいという、差異ですが、ここだけでもご説明いただければ非常に有り難いなと思っておりますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

岸部会長： それでは事務局の方で。

事務局： 適用の扱いですが、税率はありません。それから著しい差異ということですが、法令上の中での差異と言うのは現在この4町外でも有りませんので、本当にこのくらい言うのは他の全国の例をちょっと見ないと判らないわけでございます。

岸部会長： 宜しいですか。どうぞ。

阿仁町佐藤委員： 現在の、今の段階で判らないということですか。そういう事でしょうか。つまり今日出されたつまり税目 18 号議案の中に、特例に該当する税目が有るかという事と言うことをお聞きしたわけですが、現在の段階では無いということですか。

事務局： はいそうです。

阿仁町佐藤委員： そうですか。判りました。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。他にございせんか。

(無しの声あり)

宜しいですか。はいそれでは無しと認めます。それでは第 18 号は確認されました。続きまして協議第 19 号ですね。一般職の身分の取扱いについてこれを事務局の方でご説明下さい。

事務局：今日は追加資料でお手元にあると思いますけど、赤と黒で対比した追加資料です。一般職の職員の身分の取扱いの資料でございます。これについてひとつご覧になって下さるようお願いしたいと思います。追加資料有りますでしょうか。白と黒、白と赤の図の資料です。

岸部会長：追加資料というので後ろの方にあります。

事務局：はい。これですけど2色刷になってます。赤と黒の。

岸部会長：宜しいですか。無いですか。

事務局：無い人ちょっと手をあげてください。今持ってきますので。

はいどうも、済みませんです。この資料は1ページをちょっとご覧になってもらいたいと思います。前回配布いたしました資料ですけれどもこの一般職の資料につきましては、職員数の状況が平成 15 年 4月1日のもので、資料といたしました。今回追加資料といたしましたのは、平成 16 年4月1日の一番と新しい職員数を示して入れた数字が赤で、変更になったのが現在の実数ということでございます。6ページ、5ページまでそれぞれ各町のもので、それでこの職員の関係についてこういうふうにはまず総数では変わったということです。現在お手元の資料にある協議第 19 号でございますけども、この1ページ一般職の身分の取扱いの調整内容については、1番から4番まで。1が4町一般職の職員は全て新市の職員として引き継ぐものとする。2は職員数については新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。3の職員の職名及び任用要件については人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し新市において統一を図る。4の給与については職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し合併後速やかに給与の格差是正を行うという内容でございます。よろしくご審議の程お願いしたいと思います。

岸部会長：はい、ご意見ございませんでしょうか。はいどうぞ。

阿仁町小林委員：阿仁の小林ですけど、参考までにお伺いしたいのですが、各町村のラスパイレス指数わかっておたらお聞きしたいのですが、参考までにご説明いただければ。

岸部会長：それでは、わかりますか。ラスパイレス指数。

事務局：ちょっと今、手元の方に資料持ってきておりませんので後でご説明したいと思います。

岸部会長： 今日中にわかりますか。

事務局： 今すぐ電話で確認いたしますので、済みません。

岸部会長： 会議の終わりまでにご報告します。他にございませんか。はいどうぞ。

森吉町春日委員： 森吉の春日です。訂正された職員数が今提示されましたけれども、病院とかは入っていないのではないかなと思いますが、全ての職員がここに盛られているのですか。

岸部会長： はいどうぞ、事務局。

事務局 病院の方については入っておりません。

岸部会長 その他のほかのことについては、入ってない。

森吉町春日委員： いや、入れた数字を報告してもらわないと。職員の待遇をしているんでしょうから、そういう職員待遇された職員を全てここに計上してもらわないと判断材料にならないと思います。

岸部会長： 病院だけですか、入っていないのは。

森吉町春日委員： 病院とは一部事務組合とかではなく、町立病院を指して言っているんですよ。

事務局： 阿仁病院だけは病院ということで職員数を阿仁のところに入れてあります。

森吉町春日委員： だからその人数を説明してください。

事務局： 阿仁町の病院の人数は現在 36 名でございます。

森吉町春日委員： 定数と実数を言ってください。

事務局： 病院の条例上の定数が 48 名、実配置数が 36 名でございます。

森吉町春日委員： そうすれば職員数はそれをプラスしたことになりますね実質的には。

事務局： はいそうです。

岸部会長： はいどうぞ。

森吉町桜井(忠)委員： 森吉の桜井です。4番目の職員の給与に関してですけれども、新聞等によりますと比内町で自立した場合、そういう時の職員の給与をまでもカットするということで、それはあの5%カットするという計画を立てておりました。当然合併した場合においてもやっぱりその給与の適正化、いわゆる財政はこの通り厳しい状態に有るわけですから、当然そういう事も考えて行かなきゃならないということなんですが、一応調整すると言う外見にはなってますけれどもね、これなんか人事委員会とかあるいは給与適正化委員会とかそういうのを設けながらその中で調整していくという事も考えられるのかどうかということについてお伺い致します。

岸部会長： はい事務局。

事務局： この人事委員会というよりも現在専門部会が有りますので、専門部会の中で詰めて行きたいと思っております。

岸部会長： 宜しゅうございますか。はいどうぞ。

森吉町桜井委員： まぁ専門部会で詰めていくとそういうのは結構なわけですけども、当然やっぱり今言ったように財政の問題から始まっていわゆる町村合併ということになっておるわけですから、その給与の見直しと言うことを当然視野に入れて、いわゆる給与カットというのも視野に入れていくとそういう方向で行かれるのかどうかについてお伺いします。

岸部会長： 事務局どうぞ。

事務局： 現在はそこまで考えておりません。

岸部会長： どうぞ。

森吉町春日委員： 関連して質問いたします。4町の職員の給与だとか昇級に差があるわけですよね。ま、あまり角立つこと言いたくありませんが、後でこれを言わないであとで大きな問題をはらんでいきます。したがって警鐘の意味で申し上げますが、昇進・昇給に大きな差があります。ラスパイレス指数を私が調べたのでは、数ポイント違います。で問題はですね3番4番の調整内容に新市において統一を図る、調整を図る、格差是正をする、と、こういうことになっていますが、普通格差是正すると高い方に合わ

せるんですね今までの例によると、そうしますと職員の数多いわけですから、とかくマスコミや住民の方々は議員の数や定数とかと言うわけですが、職員の数と昇給なんかの観点からいきますとこれも馬鹿にならない数字であるわけです。従いまして、私はこういうふうを考えるわけです。勤続年数であるとか、あるいは国家的なライセンスだとか、国家試験の資格ですよね、そうしたものを勘案して昇給・昇進・職制というものを考えないとですね、現在大きな格差、具体的に言いますと、鷹巣・阿仁は控えめ、合川さんは給料が高いんですね。その調整をどのようになさるつもりなのか、これ大変大きな問題だと思いますので、なかなか調整が難しいでしょうが、高い方に統一されたらこれえらいことです。したがって私が今言ったようにですね、勤続年数だとか資格だとかそうしたものを合わせて調整して、均衡を計らないとこれは不公平になるのでないのかな、と思います。あるいは合併のコスト削減といったものと逆行して行く危険性をはらんでおります。具体的に言いますと、かつての町村合併や農協合併でそのようなことが行われて紛糾した経緯もありますので、敢えてお訊ねした次第です。

岸部会長： はい。ただ今のに対する事務局としての考え方ありますか。

事務局： 今のご意見も含めながら今後専門部会の方で検討するというような格好になると思いますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

森吉町春日委員： そうしますと、当然合併する前にその調整した内容が発表され、それに基づいた職制あるいは是正が行われるということでスタート時点でそれが調整されるということですね。

事務局： はい、合併後4月新しい、たとえば4月1日からそういう形になると思いますので、その前に全てそういうふうな関係は決めておくというふうな格好になると思います。

岸部会長： 宜しゅうございますか。はい、どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 阿仁の山田です。今の見解ですけども、例えば職員の給与を方向付けするのは可能だと思うけれども、合併前に果たしてそれができるのかと疑問なんですけども、事務局ではやると言うんだけどね、やっぱりね合併、この間も話が出たけども、合併は色んな面でコスト削減して行かなければならない、まさに国の財政状況の都合で合併せざるを得ないと、簡単に言えばそれなんです。職員の給与だって当然見直ししなければならぬ、ということになると思うんですよ。給与並びに定数ですね。当然、合併して削減されるのは特別職で、議員は既得権だということはありません。職員もですね、当然採用を控えると同時にやっぱり、メス入れていくとすれば給与の大きな見直しをしなければならぬ。まさに変革であり改革である訳ですから、今までの感覚でなく大きく能率給だとか、今も現に取り入れられているのですから、そういうことを視野に入れたやっぱり見直しをして行くということです。4番なんですけども、合併後速やかにということ謳っておるわけですけども、こ

の速やかにというものがですね、大体1年位なのか2年位なのかその辺の見解をひとつ訊きたいなと思っています。合わせて全体に対する考えというものをひとつ教えていただければと思っています。

岸部会長： はい事務局どうぞ。

事務局： 先ほどの春日委員にお話したのをちょっと訂正したいと思います。調整内容の通り合併後速やかにと言うことですので訂正しときます。それで今阿仁の議長さん今話されました関係ですけども、激変緩和がそれぞれ必要になってくるわけですので、何年というのは現段階では不明でございますけども、いずれ合併後4・5年なり数年ということが色々今後も出てくるとは思いますけども、現段階でこれから専門部会の中で煮詰めながらと言うのが間違でございますので、いずれ合併後のなかでそれを行う状況になると思います。

岸部会長： 宜しゅうございますか。合併後速やかにということがありますのでこれからの協議を経ていかないと12月の末、出来ないという風なことでございます。はいどうぞ。

森吉町庄司委員： はい森吉の庄司です。16年度中に4町で新たに職員を採用するという計画が有るものかどうか。それを事務局で確認しておくかどうか一つお訊ねします。

岸部会長： 事務局の方で。

事務局： 事務局ではまだ判りません。あ、今確認しましたところ無いと言うことでございます。ゼロと言うことになります。

森吉町庄司委員： はい判りました、是非そうして欲しいと思います。

岸部会長： 宜しゅうございますか。それでは。はいどうぞ。

阿仁町小林委員： 阿仁の小林です。ご参考までに事務局にお伺いします。合併しますと新市の人口が大体4万2千人、それにあった形で特別職、三役、議員、各種委員の定数と言うことが具体的に割り出されていますけど、4万2千のその自治体の人口規模に相応した職員の数というのは一体どうなんでしょうが。

1ページの職員数をトータルしますと540人になってます。4万2千人の人口規模に合った職員の適性数というものをもし参考までに知っていたらお知らせください。

岸部会長： 判ってましたらお願いします。

事務局：手元に資料が無いので後で調べてみます。それと先ほどラスパイレスについてお話ありましたけども、15年度4月1日現在ということで鷹巣町が92.2、森吉町が92.7、合川町が94.4、阿仁町が94.3という風になっております。

岸部会長：職員数もわかりますか。

事務局：はいそれと類似団体の人口の規模でいきますと378人という風に、当初の財政シミュレーションでの時の設定に入っておるのがこの数字でございます。

岸部会長 宜しゅうございますか。はいそれではその次ございませぬか。はい、どうぞ。」

鷹巣町檜森委員：鷹巣の檜森ですが、いま類似団体の場合に定員が378名と言う風なことのお知らせを聞きましたが、日経ビジネスによりますという職員の数と税金の額でもって割った数字が出ておりますが、この4町の場合は極めて資産低いんです。だから378も必ずしも人口に合わせた職員数では無いんです。

本当に合併するわけですから、何をどう効率化をして住民にサービスを提供できるかという事を考えた上で職員の定数というものを大胆に擦り込むような、現状を良く分析したうえで新しく取り組んで頂きたいということをお願いをしておきます。

岸部会長：はい判りました。そういう考え方でひとつ見直しをして下さい。それでは他にございませぬか。はいどうぞ。

阿仁町山田(博)委員：この2ページなのですが、4町によって職員の身分、というか肩書きがぜんぜん別なんですけども、この調整方針としまして新市の組織機構に合わせて統一するとういうことになっておりますけども、これ当然組機構だけは合併前に出来上がるという理解でいいと思うんですけれども、いつ位を目途に考えておられるのか、見解を求めたいと思います。

岸部会長：はい事務局どうぞ。

事務局：職名については順次でございますので多分1月1日の段階ではそれぞれ配置等が出て参ると思っておりますので、その前に職名関係は決めると思っておりますけど時期についてはちょっと不明でございます。

岸部会長：宜しゅうございますか。時期については判らないと。それでは他にございませぬでしょうか。はいどうぞ。

鷹巣町簾内委員： 鷹巣の簾内です。事務局でなくて4首脳にお訊ねしたいと思いますけど。合併4月1日を目指してこの定数、職員定数について退職の勧奨制度を適用をするのかどうかという事は、例えば今類似団体の事を話した様にかなり多い訳ですので、私は鷹巣以外の事は良く判らないんですけど、夫婦で役場職員で片方が管理職というようなケースがもし他の合川、森吉、阿仁も鷹巣も同じように有るとすればそういう人には優先的にというか、肩たたきというか退職勧奨というかそういう制度を取り入れる予定がありますかどうかという事をそれぞれの4首脳にお訊ねしたいと思います。

岸部会長： 鷹巣からいきます。鷹巣の場合今のところそれにつきましてはまったく討議も考えてもおりません。いずれもう少し具体的になってきて他町村を見ながら、時期を見ながら調整したいとこう思います。じゃ合川さん。

合川町佐藤町長： 今、簾内委員が言われたように人件費の割合は非常に大きいものが有りますけども、この公務員制度の中で我々仕事をしているわけでそう簡単に首を切るとかそういう事出来ないわけでありまして、そういう姿勢は大事にしなければならぬと思っていますけど今のところ考えておりません。

岸部会長： それでは続きまして森吉の方です。（発言は、阿仁の町長が先となった）

阿仁町濱田町長： 阿仁の方でございます。この合併後の本所、支所関係または総合支所方式こういったものがはっきり確定した場合にやはり住民に対することのサービスといったものも考えていかなきゃならない。今のところは総合支所方式という声が非常に大きいと思います。そこの所をまだ合併協議会のところでは確認はまだしていなかったのではないだろうか。総合支所方式となってくれば、本庁方式と違って人数も多く必要とされるんじゃないだろうか、いずれにしてもどういう方式にしてもやっぱり役所のニーズといったものはこれはやっぱり住民に対するサービス機能といったもの、その観点から考えていただかなければならないと思うわけなんです。その為には定員管理計画をきっちり定めて、そうして何年化計画でもってで適正規模に持っていくとそう言うような計画は是非ともこれは必要だ、これは合併当初からこれは考えていかなきゃならない事だなとこう考えているところです。

森吉町松橋町長： 平成4年に私が就任したときは条例上の定数は139名であります。ところが実数は129人でありましたがこの15年度末、この3月末では109人まで約20人減少しております。これは町に取っては大幅な職員数の減少だと、こういう受けとめ方をしております。16年度もこの体制で進んで行く予定であります。

岸部会長： 宜しゅうございますか。それでは、はいどうぞ。

鷹巣町檜森委員： 議員の定数というのは大変議論が活発にされております。ところが職員の定数という事には目がなかなか向けられていないのが現状であります。今回合併をするにあたって山田議員の方から国の財政、それから町村の財政の状態が悪いので合併せざるを得ないという所なんです、この人件費が一番大きなウエイトを占めるわけですので、本来ですというと 10 年というのは一瞬のうちなんです。ああだこうだとだと言ってる内にこれ過ぎるんです。ですからこの協議会でもってある一定の職員の定数を明示したうえで叩かないとズルズルと行ってしまうと言う恐れがあるんです。それからもう一回日経ビジネスを読んでいただいているんな市町村がどれくらい難儀をしながら職員の定数をカットして行政運営されているのかということ少し勉強していただきたいと思います。類似町村というのは殆ど参考になりません。埼玉県 of 川口市のような小さな、面積の小さい所の職員数と合わせたらこれは人口比で合うわけが無いんです。

この事を真剣に考えてどの位、税を取ればどの位人数が増えるかと言うことを基本的なことを自分で稼いでどの位増えるかと言うことを、その定数の中に入れるぐらいの勇気と決断をこの合併協議会の中で持っていただかないと、10 年後は絵に描いた餅ということになりかねませんので、出来た定数は例えば 350 人なら 350 人。これは合併3年後にするという決意を住民に示さないという大変な結果を招く恐れがありますので定数と言うものを明示する方向をひとつお願いをしておきたいと思います。

岸部会長： 判りました。そうすれば先ほどの 378 名というのは、合併当初の類似団体的な考え、怒られるかも知れませんが、日経を見た上での数字では無いんですが、減らし方につきましてもそれなりに一応示してございますが、いずれ今おっしゃられた事は専門部会の方で十分に審議していかなければならないと思っています。他にご意見ございませんか。はいどうぞ。

阿仁町山田(博)委員： いま檜森委員からも発言あったんですけども、僕は前にもちょっと話した事があるんですけども、合併しないでいくと、自立した道を選ぶとすれば県から相当厳しいその指導があり、要するにどういうコストで行くかという事になると、当然人員削減しなければならない、という事があるわけです。合併する団体に対しては当然自治ですから自分方でやればいいことなんでしょうけれども、県からそう言う指導が無いのかどうかまず第一点です。今檜森さんがおっしゃられた様にですね、この税収が限られて来ていて、どんどん減ってきているわけですよ。で職員は公務員法で守られてるというその聖域をうち破っていかなかったら合併の意味は無いわけですね。要するに住民サービス出来るということになると、その税の使い方を如何に住民サイドに落とせるかという事になると、当然削らなきゃならないものは何かとなると人件費だという事は簡単な図式として出てくるわけですから、その辺の所を住民に明確にするべきだ。ここはやっぱり檜森委員がおっしゃられる様にですね、それはそれぞれの身分保障はしなければならないけれども、さっき籾内委員からも発言があったように、やはり退職勧奨出来る状況をやって行くだという目標設定の中でですね、個人の譲れない状況判断の中でですね、新市に協力して行けるような体制づくりというものの意味でもやっぱり明確にしておかないといけなと強く申し上げておきたいと思います。

岸部会長： 判りました。今日は専門部会の部会長さん達も来て意見を拝聴してるわけですので充分反映されると思いますが、ひとつ今発言がありましたですね、その国、県からの人員削減に対する指導があったのかどうかというふうな事についてお答え下さい。

事務局： 提示はありませんけども定員適正化計画はそれぞれ立てて下さいということは毎年来ております。

岸部会長： それだけです。今の山田委員さんの意見充分取り入れて専門部会の方で審議していただきたいと思います。いずれこれは来年度までには出てくるはずでございますので専門部会や結論の出るところにまた出てきますのでよろしく願います。他にございませんか。

(無しの声あり)

宜しゅうございますか、有り難うございました。それでは協議第 19 号が終わりまして協議の第 20 号に入りたいと思います。特別職の身分の取扱いについて事務局の方からご説明下さい。

事務局： 追加資料の一般職の次のページの2ページから特別職の取扱いの資料を追加致しております。この追加資料については阿仁町におきまして16年度4月1日より特別職の報酬が改正されましたのでこの改正されたものを赤で明示したものでございますが、それから特別職の協議第 20 号の取扱いでございますけれども、前回の配布された資料の1ページでございますけれども調整内容としては前回もご説明したとおり、一つは特別職の職員の設置、人数任期については法令等の定める所によるということ。それから法令等の定めるところが無い場合は新市において調整する。次に特別職の報酬については現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整するという調整内容を提案しております。細部の資料については2ページ以降の概要でございますので、ご協議ひとつ宜しく願ひ申し上げます。

岸部会長： はいそれではご意見賜りたいと思います。はいどうぞ。

阿仁町小林委員： いろんな特別職の職名と報酬が記載されてますけど、中にはその町村との比較では5倍位の開きがあるところもあるわけですね。従ってその調整がはたして出来るかっていう疑問もありますので、その場合は激変の緩和措置とかがあり得るんでしょうね。それから調整の基準って言うものを例えば持っているんでしょうか。上を取るか下を取るか中間を取るかそれは勿論もし今の段階で判っておったらお知らせください。

岸部会長： はい。今の段階で非常に格差があるのをどうやって調整するのかご質問ですけれども事務局の方では何か意見がありましたら。

事務局： はい現段階ではまだ具体的なものはありませんのでご了解願いたいと思います。

岸部会長： それも専門部会で示して来るわけでございますね。

事務局： はいそうです。今後の各専門部会の中で詰めることは詰めながらまた進めてまいります。

岸部会長： 判りました。合併以前には、スタートする以前にもうすでに決まると言うことですね。それともスタートして速やかに決めるとか。

事務局： 合併後でございます。

岸部会長： そういう事です。それでは他にご意見ございませんでしょうか。はいどうぞ。

阿仁町山田(博)委員 1ページの特別職の職員の設置人数任期はその法令の定める云々って事になってますけど、合併すれば首長が1名になることだけはっきりしてますけれども。あと収入役、教育長とはこれ1人だと思えますけれども助役については現段階で結構なんですけれどもどういう考えをお持ちなのか。4つのそれぞれの歴史のある町がですね、分庁方式とかという事も考えられておられるようなので、とすればすべてその一期というのか4年位の間は利権緩和という兼ね合いの中で、助役を4人にするとかという形も一つの方法として考えられるのでは無いかと思うんですけどもその辺については専門委員会よりも首町さん方で方向が出されるべきものだと思うんですけども、その辺の話まで突っ込んでおられるのかどうかについてまず聞きたいと思ってます。

岸部会長： 4町長会談ではまだそこは示しておりません。協議しておりません。それで今の事に事務局としては何かありましたら。特にありませんか。

事務局： 特別職はあくまで人事案件ですので現在は考えておりません。

岸部会長： いや皆さん達の、委員の皆さん達からですねいろいろそういう意見を出して欲しいです。それを専門部会の方で充分考えるわけでございますから。はいどうぞ。

森吉町桜井委員： 森吉の桜井です。先ほどの一般職の特に給与の関係もそうですけど今回の特別職の身分あるいは報酬の関係も、すべて合併後に決めるというふうな話ですけれども、そうすると結局は来年の3月31日には間に合わないから合併後に速やかに決めるということなのですか。という事はねやっぱり合併前にきちんとこういうのは決めておかないと、後でかなり激論を交わすとかすったもんだ

するとかそういう事があってはちょっと上手くないのではないかと。やっぱり前に、合併前にスッキリした形でねこういう決めて、そして新市をスタートするとそういう形で行かないと上手くないのではないかとそういう気がしますその点はどうか。

岸部会長： それは事務局の方で何か考えてましたか。まず計画的に即実施、一斉に合わせると言うのじゃなくて何年後にはこういうふうな形になるよと言った様なものでございますね。そういう風な考えありますか。

事務局： 現在はありません。あくまでもこの報酬関係ですけども協議会の中で本当に全部決めるというのが、法令上の中も、いろいろ各委員の中も色々ありますのでその辺は細分化しながらで出していかないと、いまはこの出した資料段階でございますので今後さらに専門部会で、詰めた形や協議会の中で逆に提示しながら検討を重ねていくという系図しか出ないと思いますけど。

岸部会長： はいどうぞ。

森吉町桜井委員： 私はちょっと腑にそれは落ちませんけども、いわゆる先例の合併した市町村でも今のよな形で合併後と、速やかにとそういうふうな形になってるものですかその点はいかがでしょう。

岸部会長： はいお答え下さい。

事務局： 現段階、各県内の法定協議会の状況を見ますと、今言ったおしゃられた通りの形での状況次第でございます。

岸部会長： 宜しゅうございますか。はいそれでは、どうぞ。千葉委員の方にマイクを渡して下さい。

鷹巣町千葉委員： 今の問題になるわけですけども、法令の定めによるわけですからその法令の定めによるものは事前に出されてくるわけでしょう。当然な事ですけどね。で、法令の定めが無い場合においては新しい市の方で調整すると私理解するわけなので、さっき、一般職の話があったんですけどもそれも法律で色々守られてる事ですから、そうめっためったとやれるものでは無いわけですが、いずれこの特別職の場合も法令によってこういうふうに置きなさいということが定められてるとすれば、新しい市になった場合にその法令によるコストはこうゆうふうに置くのですよという事は、きっちり事前に相談して新しい市としてはこういう体制でやっていくというものが、出されてくるというふう理解をして宜しいですか。

岸部会長： どうぞ事務局の方で。

事務局： はい今おっしゃられた通りだと思います。

岸部会長： 宜しいですか。他にございませんか。他にございませんでしょうか。はいどうぞ。

森吉町春日委員： あの良いとは思わないので敢えて申し上げますが、やはり隣の桜井さんが言った様にですね、こういった基本的な問題は合併前に決めておかないと後で調整が難しくなると思うんですよ。合併協議の進んでる所を見ますと県内でありませんが任意協議会の段階で色んな調整をしております。例えば議員の定数だとか任期だとかをもう決めて、あるいは税率だとか、住民サービスはどうなるっていうことをみんな概要版に書きましてですね、それを配布した上で合併の是非をアンケート取ってるんですよ。だから予めそうした具体的な数字を示されておりますので、住民は合併後のアウトライン、イメージが出来るわけですね。そうした基づいて例えば私達が行った一関市なんかは 75%の方が合併賛成って言ってるんですよ。もうそれには議員の在任特例1年やるって書いてあるんです。それを住民が認めてるわけです。これは一例ですが、従って難しい問題は残さないでですよ。具体的な大事なことはこの協議会で決めるという姿勢を貫かないと、合併後に調整するとみんな棚上げにして後で力の原理ですかね、これじゃやっぱり対等合併にならないと私思うんですけれども、是非4町長さん達そうした姿勢で臨んで貰いたいと思います。

岸部会長： はい判りました。そういう姿勢で臨みたいと思っておるんですがなかなかいろんな問題が在ります。ですからここで皆さん達から色んな意見を出していただいてそれを専門部会の方で揉むとゆうふうに、それをまたこちらに出して貰うというふうな形だわけですから、どうぞいろんな事を言っていたきたいと思います。まず今確認したいのは今言ったような特別職の問題、あるいは一般職の問題含めまして合併以前にこの協議会の中で示して、決めたいというふうなことでございますか。みなさんそれで宜しゅうございますか。

(はいの声あり)

それじゃ、にひとつ事務局の方で努力して貰わなきゃ駄目ですので宜しくお願いします。そこで一線を引くというふうな事じゃ無いんですよ。何年後にはこう、こういう具合の形で段階的にどうやっていくといった様なものを示して頂きたいと、職員の数なりあるいは給与の方法などですね。他にございませんでしょうか。

合川町佐藤町長： 前にも言って大変申し訳ないですが、任意協議会ですべてこう決めてきて、私はそういう主張であったわけですが元々は、だけれども法定協議会に入ったとこういう事からこういう議論をするわけですけど、それもまた先送りして新市に行ってからとこういう話になってきますので、いま今春日さんが言ったような話が出てくるわけでありまして、出来るだけそういう方向で詰めていくと、こういう事がありますけれどもそうしますとここに書いてある調整内容が変わってきますので、私方としてはもう一回幹

事会なり、私方4町長方に戻して頂きたいと思います。そして調整内容を後でお示し致しますのでそこでもう一回話し合っ頂きたいとそういう風に思います。

岸部会長： 宜しゅうございますか。それではこの協議第 20 号は一応今日はここで締めて頂きまして後ほどまた後の会で審議していただく事にいたします。

それでは協議第 21 号の条例、規則等の取扱いについて事務局から説明願います。

事務局： 協議会 21 号の条例、規則等の取扱いでございます。これについての調整内容については1ページに掲載しています通り、条例、規則等の制定にあたっては合併協議会で協議された各種、合併協定項目等の調整内容に基づきまして次の区分により整備するものとする、という事で3つあります。合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し施行する必要があるもの。2つ目が合併後一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。3つ目が合併後随時制定し施行すること。この3つに区分けをしたいという調整内容でございます。宜しくご協議のほどをお願いしたいと思います。

岸部会長： はい、それではただいまの説明にご質問あるいはご意見がありましたら。宜しゅうございますか。この3つに分けて進めていきたいという事ですが。宜しいですか。

(はいの声あり)

それではこの考えで進めていくということで。判りました。有り難うございました。それではその次に入りますが今度は継続協議の第 14 ですね。継続審議になります。財産の取扱いについてを説明して下さい。

事務局： 今日お手元の方に配布しました協議第 14 号財産の取扱いについて(継続協議)でございます。先回の協議会の中でいろいろ各委員からご意見なり出されましてそれに対する資料の提示等も含めて今日出すというふうなことでございましたので、前回出したこの財産の取扱いについての資料をかなりページ数を増やしまして入れ替えしましたので、改めてご報告ご提案申し上げたいと思います。1ページが財産の取扱いについての調整の内容でございます。1のこの4町の所有する財産(権利、債務を含む)は、すべて新市に引き継ぐものとする。前回と変わったのがこの後からでございますけども、ただし地元で調整が必要な事項について合併時まで調整を図る。2番目として新たに出たものが各町の財産区は、新市においても存続させるものとするという調整内容についてこれを新たに追加、入れ替えしております。

それで資料の説明ですけれども1ページでございます。もう一度各町の固有財産、行政財産、普通財産を含めて精算して資料を作成したところ、当初行政財産の中で道路の関係が含まれていない町村があったわけですので、それを入れて土地の、行政財産の土地ですけども合川町と阿仁町と森吉町が変わっております。

それから2ページ目は同じ、前回と同じ内容でございます。それで3ページ目が追加として入れました

分収林の状況という事で、現在財産区を除いた4町のそれぞれ、町の方の係りで把握している状況での資料をこういうふうな形で分けして現況として提示しております。3ページはそれで、4ページ目がそうすれば行政財産、普通財産の表が非常に見にくいというふうな状況の形でありましたので、土地の状況の中でこの4ページは行政財産と普通財産をそれぞれ項目毎に分けた場合、土地はこういうふうなかたに成りますということです。それから山林の下には立木の推定の蓄積量を設定しております。5ページが建物でございます。これを含めた行政財産、普通財産の建物を同じ項目別に並べた場合という事でございます。6ページ目が土地の貸付等の状況ということでそれぞれ官公庁、企業、個人、協会・団体、第3セクター、自治会という形で区別した場合はこうなりますよとの状況でございます。7ページ目以降は行政財産と普通財産をそれぞれ分けした表を再度項目毎に並べた資料でございます。10ページ以降は前回と同じ資料でございます。このような状況になりましたので宜しくご審議のほどをお願いしたいと思います。

岸部会長： はい、それでは各項目を各町ごとに同じく並べてありますので非常に判りやすくなったと思います。はいご意見どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 鷹巣の檜森ですが、10ページの有価証券についてお伺いします。この後も同じ様な状態でお聞きますが、有価証券ですが実質の価格はどの位の金額になっておりますか。

岸部会長： わかりますか事務局の方で。

事務局： 実質の額については現在事務局の方では把握しておりません。

鷹巣町檜森委員： そうすると有価証券で無いということなんです。いいですか、それでは別紙の5に行きます。この出資金の中の配当は何パーセントになりますか。

岸部会長： 判っておりますか、ここについて。

鷹巣町檜森委員： 判らないと思います。ただ世の中っていうのはこういう風な事が当たり前だという事を判って下さい。当たり前だという事です。行政の皆さん方が非常識だという事だけは判っておいて下さい。いいですか、今度別紙6です。どの位の配当ありますか。こういうものは換金できるか出来ないか、時価がどの位なのか、配当率、運用率は何パーセントなのかという事を勘定しないと出してはならないのが有価証券なのです。これを有価じゃ無いので何と言うか判りませんが、それからもう一つお伺いしましょう。退職金についてお伺いします。これは何処にどう預けていらっしゃるのか判りませんが、現在のところで職員の退職金の積立金が必要時の何パーセントの退職金を積み立てて、どの位の額が現在足りないかという事をご説明お願いします。

岸部会長： それでは、今の退職金の積み立てはどの位あるのでしょうか。

事務局： 4町の場合は秋田県の方の退職者互助会の方に入っておりますので、ま4町分それぞれを明示するとなればそちらの方からちょっと確認しなければなりません、今のところその資料を持っていません。

鷹巣町檜森委員： これは一番大切な事なんです。今後定数の問題にも関わって来ますが、今なんで企業が退職引当金が少ないので評価が下がるかという事なんです。だからそういう面で退職金は本当は明示して、住民にこれ位払いますよ、この位積み立てますよ、この位足りないですよというのが人の金を使う公務員の当たり前のところではありますが、どうも当たり前でないです。そこも合併を契機として当たり前になって下さい。当たり前でいいです。確実に良く出来るということは必要ないですから、当たり前になって下さい。それはこれから本当に避けて通られない問題なんです、退職金は、どうしても積まなきゃならない要件のもので不足がどのくらいあるのかももう大変心配であります。

こういう事が財産調書に載ってないという事がおかしいことなんです。不足なものが財産調書に載ってなければ何の財産調書か判らないと、有価証券はどの位あるかといっても無いと言うし、そうすると有価が有価じゃ無いです。そういう点もう少し現実で役所という頭をはなれて当たりの頭を一つ考えてみて下さい。

岸部会長： はい判りました。いい方が委員になって頂きましたと思います。

あの何か流通活動のなかから今の退職の積み、6%積んでいるんでしょう。はい、どうぞ。

森吉町春日委員： 阿仁町で行われた法定協議会の時にだからバランスシート出して下さいと言ったわけですね。こうしたものを今檜森さんが言ったように評価するためには貸借対照表が必要ですからバランスシート出して下さいと言ったら、森吉町は作ってますがほかの町では作ってないから出せないということだったんです。あれなんか努力すればすぐ出来るんですよ。国のマニュアルがあるんですから。だからこれからでも遅くはありませんから、各町の財政課長さん優秀な方ばかりですからね、つくって出して下さいよ。そうすれば今檜森さんが言ったような質問、明快に答えが出るはずですよ。

岸部会長： 判りました。事務局の方でそれをちゃんと頭に入れておいて。先ほどの質問はまずこれで終わりにしたいと思います。

合川町佐藤町長： 檜森さんが言われてる事よく判るんです。企業会計、私も企業に居たもんですからよく判るんですけども、企業会計を即役場に当てはめるとするのは非常に無理があると。当然今春日さんが言ったようにこれからの時代はやっぱりその企業会計の情報を取り入れて行政を運営していかなければ

ればならない、これは間違いのないわけでありまして、今合併協議でありますのでそれまでみんなすべて事務局に期待をしてもちょっと無理があるところというふうに思っていますので、あんまりそうそこまで経営的な問題にまで行きますと非常に難しい問題が出てくるのではないのかなという感じがしますので、そういう方向でこれから行政を応援していかねばならないという事は間違い無いわけでありまして、ただでもそれを直ちに任せとかやれとか言うのはちょっと無理があるのかなという感じがしますけど。

森吉町春日委員： あのですね自治省の方針が定められてまして、マニュアルがあるんですよ。県内の市町村も半分くらいは作ってます。県に行けばそのマニュアルあるはずですよ。だからそんな難しいもんじゃありません。

岸部会長： 判りましたおっしゃるとおりバランスシートについては出せると思いますので一つ努力してみて下さいませんか。各課のを。それでは宜しゅうございますか。ただ今の協議第 14 号につきましては、それではですね次第 16 号の方に。はい、ありましたらどうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： 財産の事でしょう、今の話。今やってるのは 14 号についてですね、それでやはり合川町はですねご覧の資料を見るとお判りの通り町行造林が約 730 町歩ですよ、ですから今あのさっき有価証券の話もあったわけですがそういうものを含めましてですね合川町としてはこの財産の取扱いの件につきましてはねもう少し地元として色々調整が必要だと思えます。よって、6月議会を目途にしてですね、やりたいと思えますので、ひとつ継続審議と言いますか、お願いしたいと思えます。

岸部会長： わかりました。他の委員の中でも今のようなところありますか。はいどうぞ。

森吉町庄司委員： 私は1番目の4町の所有する財産は全て新市に引き継ぐという方針でいいと思えますが、ただ今合川さんから出たことですが、それはそれでやっぱりそれを尊重して次回といいですか、突っ込んでまた協議なり合川さんの意向を聞くという事でいいと思えますが。

合川佐藤町長 佐藤委員さんからあった話については、私も合川ですので承知をいたしております。そういうことについて調整事項の中にも地元と調整が必要な事項については合併時までに調整を図ると、こういうことになっていますので、この事項の中で調整を図ればいいという風に感じています。そして調整を図ったものをどこまで全部出すのか、こういう問題は残ろうかと思えます。合併時までと言うからこの問題がもう一回必ず出てくるともんだと理解しております。

岸部会長： よろしゅうございますか。ほかにございませんでしょうか。

森吉町庄司委員： いずれそういう中で4町がいずれ公平な形で行かなければならないと思いますので、その辺が、いずれ法定協の場で議論になると思いますが。

岸部会長： それではほかにございませんか。今の財産の問題につきまして、14号につきましてはこれでよろしいですか。

(無しの声)

はいそれではそのようにさせていただきます。それではですね。次16号に、農業委員会の方に移らせていただきます。15号につきましてはその後でやりますので。説明してください。

事務局： 協議第16号の資料でございます。3枚綴りの資料がお手元の方に行っていますけども、農業委員会の定数及び任期の取扱いについて継続協議という表紙になっております。前回の第3回協議会で4町の農業委員会の方から申し出があった4つの項目についてご協議いただきまして大筋合意ということになったと思います。それに基づいて調整内容のところその4つの項目を入れて今日提示したわけでありまして、この4つの項目の調整内容ということで明示しましたのでこれについてご協議の程宜しくお願ひしたいと思います。

岸部会長： ご意見を賜りたいと思います。はいどうぞ。佐藤委員さんの方にマイクお願いします。

合川町佐藤(吉)委員： 選挙人数がですね合川3千、森吉が約2千、しかし選挙区は合川が1つ森吉が2つということでしょうか。

岸部会長： これにつきまして事務局の方で。

事務局： 4町の農業委員会の会長、それから職務代理者、事務局長を含めて4町の調整会議って事で集まって話したところ、それぞれの町の総意がこういう形でなされたという申し出ございますので、一応この区分についてはこういう形での総意という事でございます。

合川町佐藤(吉)委員： 調整内容ですね阿仁町が1、しかし下を見ると2になっておりますよね。それとやはりその選挙人数が少ないでしょう。少ない割りに選挙区2つというのはおかしくないですか。

事務局： 合川町の場合は今まで選挙区が1でありました。そして今後も調整内容の方も1と言うのは変わりありません。鷹巣の場合は今まで5が2になり、それから森吉町の場合は2、阿仁町の場合は今まで2であるのが今度1という形の考えの総意という事です。

岸部会長： 宜しゅうございますか。いいですか。それでは他にございませんか。(無しの声あり)

無しの声ですが宜しいですか。やはり農業委員会の方の意志を尊重しての通りでございますので宜しいですね。それでは、有り難うございました。

それでは協議の第15の方に議会の議員の定数及び任期の取扱いについてという継続審議の方に入りたいと思います。先回はこの問題につきましてもかなり時間を掛けてご意見賜ったんですけどもまだ選挙後で全員協議会の方の議員さん達のそれぞれのあれができていないというふうなこともありましたので、今日まで色々お聞きして来て下さいと、こういう点を持ってきて下さいと申し上げました。ということですね、合川さんの方からひとつお願いいたします。マイクの方お願いします。

合川町佐藤(吉)委員：合川はですね、選挙後約1カ月になったわけです。で、4月の22日全員協議会を開きまして、色々ご相談をしました。しかし意見の集約には至っていません。という事は、一つのご意見は、合併と同時に市長選と一緒にやりたいという意見。もう一つは、在任特例をお願いして、合併をして一年くらいはやはり見届ける必要があるでしょうという二つの意見でございます。よって意見の集約には至っておりませんので、合川町としては、さらにもう少し議論をしたいと思っておりますので、できるならば継続協議にさせていただきたいとこのように考えております。

岸部会長：はい、ありがとうございました。それでは、阿仁町の方でひとつ。

阿仁町山田(博)委員：阿仁の場合はこの間お話しさせていただきましたけれども、一応この間お話しさせていただいたように、うちの方としてはまず在任特例の状況、皆さんの話し合いの状況の中で、それを見極めしながらですけども、最低半年はまずお願いしたいということで、できれば一年位というふうなところで、うちの方は在任特例で行くと、こういう事でございます。

岸部会長：わかりました。6カ月から12カ月という事ですね。はい、わかりました。それでは森吉町さんの方お願いいたします。

森吉町庄司(健)委員：はい、森吉です。うちの方も先回話したとおり変わっておりませんが、先般の15日の法定協のことを今月23日に全協を開いてそれぞれの町村の意向なり法定協に出た意見を報告しました。ま、その結果は前回と同じく、結論から言えば「在特1年以内」ということです。その理由について、それぞれ「在特」の意見の中にも色々な意見があったわけですが、要約しますと、やはり新市の建設計画とか、いろんなご意見があったわけですが、それでいろんな十分な議論がされるのかどうかというような問題、と同時にいわゆる新市の建設計画について我々もやっぱり責任あるといいますが義務があると、要約すればですね。そういうような事からやっぱりあの在任特例1年以内。ただあまりいろいろ悠長にそれぞれ相手がありますので、自分が例えば11カ月と12カ月とこういっても体制が半年なり10カ月であれば勿論そういう事になると思っておりますので、先ず在任特例を活用して1年以内という事で、先般話した事と同じであります。

岸部会長： 有り難うございました。それじゃ鷹巣の方をお願いします。

鷹巣町清水委員： この間 15 日の皆さんのお話を聞きながら 22 日に全員協議会を開きました。で鷹巣は私がこの間言ったように人口も約半分位を占め、従って危機感が無いっていうか、この間も申し上げたのですが阿仁部の皆さんが非常に危機感を持っているという事での話し合いをしたのですが、まず最初に出たのはやっぱり即改正という視点からの意見が始めどんどん出たんですが、でその後ですね、その後ってまみんなの意見が出る前にちょうど簾内委員がこの協議会で皆さんから聞いたこと、あるいはそういう雰囲気こういうものを話して、阿仁町さんあるいは森吉町さんが特例を、やっぱり在任特例を出すべきだという意見があった、こういう事を申し入れながら、鷹巣はともかくとして阿仁部と円満に解決するためにはやっぱりこれも考える必要があるのでは無いかという決をされた。でその後どんどんいわゆる特例のですね、在任特例の意見が出たんです。結局採決はしない、私のところでも集約はしなかったんですけども過半数、3分の2までは行かなかったわけけれども、半分以上おおかたの方がやっぱり在任という事の特例をやるべきではないかという話で締めくくりました。ただ私から申し上げたのはこの間此処の場でも申し上げましたが、小選挙区を特例でこの協議会でやる事が無いという、これ非常に私は残念なんです。この 22 日の日にこれ確認したのです。一端統合、合併しないと出来ないという事です。ところがその後の新聞がまたおかしいんですよ。そういう小選挙区制があるにも係らず議員の延命策で特例を主張している様な記事が地方紙に載っている。私は非常にこういう記事は残念だと思っています。はっきり言って、大仙市も今ああいう署名運動やっているのが4割、恐らく大曲市のようなところは殆ど署名してると思いますが、一番小さいところの南外村等はどういうものなのかと、私はやっぱりそういう所の危機感を持っている議員さん方が、やっぱりそういう主張をしているわけですからそういう地域の意見を出しているわけですから、私はそれはみんなしてひとつ助けて認めてやるべきじゃないのかな、そういう考えに立ってるときに議員の篡奪は延命策で特例を主張している。非常に残念なことです。

従って郡、議長の時も私申し上げましたけれども、これまで県の議会や国の全国の議院があったわけだが、ここまで私勉強不足であったんで、何故この合併協議会に小選挙区の特例が認められなかったのか、非常に残念に思っています。最後の市議長としての集約としてはですね議長の時に、これもここで申し上げましたが小委員会をつかって9回やったが結論は出なかった、そして協議会で投票されたという例もある、そういう可能性もあるかも知れないその時は勘弁願いたいという事を一言申し添えて協議会を終わってます。

岸部会長： はいひととおり4町の皆さん達の各議会の雰囲気を聞いたわけでございますけれども、それぞれの今度は委員さんの立場で御発言願いたいと思います。はいどうぞ。

合川町成田委員： 合川の成田です。先回私各議会の意向という事で質問しまして各議長さんから色々お

話を伺い、また今日近況を聞きました。で、さっき鷹巣の議長さんからも在任特例についてはやっぱり一般の世論がなかなか認めないのではないかなというようなお話がありましたが、私も私の所の集落で色々話を聞いている状況から言いますと、やはり在任特例については非常に抵抗が強い。それからもう一つはやはり、今回ひとつのけじめをつけるときじゃないだろうか。それからもう一つは、やはり一発で大選挙区制に移っていくということは、今回の協議会で決まらない色々な問題について協議して行かなきゃだめだとすれば、やはり小選挙区制の中で定数特例を使って各旧町村の意向を聞いて行くべきじゃないかと、その定数については色々意見が分かれると思いますが、そこら辺を調整していくべきじゃないかなというふうに私は考えています。

岸部会長： ありがとうございます。定数特例を使ってというふうなことです。今まで在任特例の話ばかりでしたけど定数特例の話が出てまいりました。定数特例使いますと、52名ですね。その場合は選挙を行って52名、そして4年間というふうなことになりますね。

岸部会長： 以内です。はい。人数は52名以内です。はいどうぞ。

合川町鈴木(孝)委員： 合川町の鈴木です。私成田議員と同じ合川町ですけれども、前回森吉町での協議会でいろんな立場でそれぞれの委員の皆さんから意見が出されましたが、合併に関するアンケート報告の中に、合併した場合、新市に期待している一つに、議員・職員数、職員数の件は先ほど話し合われましたので今は議員の件で、この減少で効率化を望む声が4町全体に4割近くありました。で、今はもっとその機運は高まっていると思います。マスコミの報道とかで関心なかった方も段々議員の数については色々関心持っていることだと思います。と言うことで、私は在任特例は反対で、合併の本旨にやっぱり沿って地方自治法の原則で、一回で市会議員の選挙をやって欲しいと思います。

岸部会長： はいどうぞ。

阿仁町三杉委員： 私の方から傍聴に毎回来ている方々があります。そして私も自分が婦人会という立場で色々とお話する機会がありまして、話をしているんですけども、やはり議員の皆さんがご主張している在任特例につきましてはなかなか受け入れられない様な状況にあります。そしてやはり今出ています、小選挙区制ですね、それによって阿仁町からも何人かの議員さんが出せるといういいシステムがあるのに、それを使わない手はないのではないかと、そういう意見もあります。そして私個人としては、先ほど議員の皆様から色々こう職員の方々についてはかなりシビアにこう削減の方向でお話がありました。ですから在任を使う場合には、かなり説得力のある、地域住民に対してのそういう考えが出される、出されなければなかなか受け入れられないのではないかな、そんな感じもいたしております。ですからせっかくの、この今お話になっております小選挙区制、ぜひ使った議員さんの選出、そちらの方でお願いしたいものだと考えております。以上です。

岸部会長： ありがとうございます。ほかにございませんか。

森吉町畠山(慎)委員： 森吉の畠山です。私は民間の委員ですが、やはり今一般の人方はやはり在任に反対と言っております。ただ二つの観点から申しますと、一つは財政の削減ということを考えれば、在任の期間を出来るだけ短くしたいというのが一つあります。それからあとやはり先ほどから今皆さんが一部の人が言われた小選挙区ですね、先般阿仁町の小林さんの方から、四国の方で1人も議員が出ない町があったというふうなことが、やはり人口の少ない町ではもしかしたらあり得るかもしれない、というのがあつたわけです。ですから私はある程度在任の期間である程度小選挙区の地域の声というのを活かしながら、期間は出来るだけ短くというふうな考え方に行かざるを得ないのではないかなという気がしています。

岸部会長： 事務局の方で今のことを説明したいということは、ないですか。在任と小選挙区を組み合わせたものでということ。

事務局： 在任特例の場合ですけれども、今小選挙区ということばが出ていますけれども、これは衆議院の方の関係でこの地域の議会の場合はあくまで選挙区ということ。それでいくと在任特例を使う場合には、この選挙区の設置については在任特例が終了した後の選挙には選挙区を設けることが可能だということです。ですからあくまでもこの在任特例を1年なり半年やった後の選挙をやる場合の時にこの選挙区を設けてそれぞれの町の状況と合わせて可能だという事でございますので、ただ定数特例の場合はこの選挙区の設置が可能でございます。在任特例の場合は選挙区の設置が出来ないということでございますので、それぞれの特色がありますので、ご協議していただきたいと思っております。

岸部会長： はいどうぞ。

森吉町庄司委員： 定数特例を採用した場合に要する 52 人以内の大選挙区、まこれが出来るとひとつ出来る。それとその中でいわゆる出来る小選挙区制も出来ると言うことでは無いんですか。その辺、それは出来ないって事ですか。

事務局： 定数特例の場合は出来ます。

森吉町庄司委員： ですから定数特例やった場合に2つ出来ると例えば大選挙区 52 人以内の大選挙区、52 人を何人にするかわかりませんが、その決めた人数を各例えば阿仁何人、森吉何人というふうに小選挙区にしてできると、こういう二通りあるということではないですか。

事務局： 両方出来ます。今議長さんがおしゃった通りです。

森吉町庄司委員： いやちょっとさっきあなたの説明そうでなく私受けたもんだからそれは再確認しなければなりません。今出ている小選挙区と言う人方に対して十分な答弁にならないと思いますので。

岸部会長： よろしゅうございますか。はいどうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 今の事務局の説明だとね、在任特例を1年なり半年やった後に、あなたの説明だと小選挙区出来るということ説明したよね。そんなこと出来るはずないじゃないか。どこにそんなの謳っている。それは要するに4年間の用意ドンの時だけはどちらか選べるけども、その後1区だけと認識しているけども、あなたの説明だとおかしいじゃない。そのとおりでいいじょうぶか。それを確認します。

事務局： 在任特例を使いましてその後の選挙は一般選挙になりまして、それは定数 52 人とか増やせません。いわゆる条例定数、法定定数以内ですけどもその条例定数以内でございますれば選挙区を作ってやることは可能でございます。

(できるということか。)

はい。

岸部会長： はいどうぞ。

鷹巣町簾内委員： 鷹巣の簾内です。私は前森吉でも話したんですけども、私は鷹巣の議員の仲間とは、森吉・阿仁含めて1年の在任特例をやるべきだと、そして、必ず議員以外の人はそのようなのはやるべきでないと、こう言うだろうと予想してました。その通りです。でも私はやるべきだと。それでみんな地元地元と言います。私はこれが新しい市になったら市全体が地元なわけです。鷹巣の選挙も終わってきたばかりですけども、自分の出たところに行けば地元地元と言って、町に行けば鷹巣全体の議員だと、そういう議員は小さな根性持っていないんじゃないかと、やっぱり立候補して出ているわけですから、阿仁から出れば阿仁のことばかりやるわけでもないわけですので地元から出ない、地元からでないと。なるほど前に合併する前の旧町から出ないかも知れないけれども、全体が立候補して出るのは全体の新しい市の議員になるわけですので、あまり地元、地元と言うと、地元の定義はどっからどこまでなのか、ということになってくるので、あまり細かいことは言わないで、私は決めて行くべきだ。そして、全体まとまる方向からいくと、なんで特例があるか、最初から悪法であれば、2年間の議員特例は無いはずです。でも色々調整するために、例えば、私は鷹巣ですけども、鷹巣のはじっこです。これを選挙を来年の3月一発で選挙をやって、阿仁町の自治体の何処の集落がどうだとかということもよくわからないので、そういう面から言うとやっぱり1年の特例の任期、そして色々、74 名になるわけですけど、一年間色々その議員と話し合いしたり、その地区の意見とかいろんなこと集約する意味で、知る意味

でも1年の特例は必要だなと。そうすると私は話がまとまって行って、今仮に1年の特例をやると予算がどれくらい掛かる、それは無意味だと言う人もいるかも知れませんが、これから長いスパンで考えていくと、私はそれが生きてくるということで、ただ今1億、2億節約するために在任特例やめてすぐ選挙をやれと言うのは立派ですけれども私はかえってマイナスになってツケが後まで伸びていく、従って全体的に今まとまる方向からいくと全体的に4町の方向からいくと1年の特例つまり18年の3月なり4月なりの選挙というのが一番いい方向でないだろうかということで、意見を述べさせてもらいました。以上です。

岸部会長： はい。

鷹巣町檜森委員： 鷹巣の檜森です。この問題につきましては大変悩みました。歯切れ良く誰でも納得できる答えを見つけたかったんです。ところが現実というものがあります。それからなんで特例が出来たかという、今篠内議員からも話が、委員からも話がありました。私は今回在任特例を使いながら今までご難儀をして合併をしようという機運を引き上げていただいた議員の皆様方が、この1年、特例を使って1年間それで総仕上げをして新市に力を与えていただきたい。経費というのは、勘定すれば出来るのですから、勘定すれば出来るんです。ですから私は苦渋の選択ですけれども、1年の在任特例を使って、今の議員さんに頑張ってもらって新しい市を作ってもらいたい。その為に在任特例を使ったらいかな、だろうかということに私は賛成をしたいと思います。

岸部会長： どの位の期間、1年でございますね。はいどうぞ。

阿仁町佐藤(昭)： 阿仁町の佐藤です。前回は申し上げましたが、在任の特例、たしかに民間の方々から意見を聞けば、たしかに抵抗があるわけがございます。昨年行われましたアンケート結果によっても、37.8%が人件費削減、これがあるわけです。したがって非常に高い比率になっておるわけで、従ってこれを重く受け止めていかなければならないということを前回申し上げましたが、ただ、今鷹巣町さんの方からご発言があったわけですが、この特例、これは合併に至るまでの色々な、ま、死角と申しますか欠点と申しますか、そういうものが当然あるはずで、従ってそれを埋めるための特例であるはずですので、従って期間は別にいたしまして、6カ月でも1年でも、やはりこの特例は利用させていただくべきではないだろうか、ただ、その為にはやはり前回も申し上げましたが、住民が理解できるような大義名分ですね、こういうものがやっぱり必要なのではないかとこういう風に思っております。

岸部会長： はいありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

鷹巣町今野委員： 鷹巣の今野です。この前も森吉でお話いたしましたけれども、やはり住民の声はですね、やはり即時選挙というのが、多いわけがございます。しかしながらやはり今までですね、この合併協と

いうふうなことで運んできたのをこれでとん挫するというふうなことはですねうまくないという風に思われますし、ここいら辺でま特例というのはですねこの前も、住民の声は即時選挙というふうな声であるけれども、やはり森吉の選挙はたぶん17年の9月頃だと思うわけですが、それまでというふうなことでこの前は申し上げたわけでありましたが、やはり地域的にその特例の期間をですね1年位は伸ばしても、そういう風なことをする事によって各地域の、今までのですね、議員としてのそれぞれの新しい市に対する足並みそういうものも揃うのではないかなとそういう風に思うわけです。で、阿仁さんの方では、自分方から新しく市になると議員が出ないのではないかなというふうな心配もあるようですけれども決してそういう風なことはないわけございまして、それぞれ地域の住民は利口でございますので、おらほの方から必ず出さなければならないということにりますとですね、優秀な人材が出てくるわけでありますから、どうかひとつそういうことは抜きにしてですね、やっぱり皆さん方があれするように特例というものの1年間あればですね、これはゆうに私は住民の方々の納得は得るのではないかと、こう思うわけであります。しかしながら今までこの皆さん方と一緒にやってきたこの協議をですねここでとん挫して、これでするずるしてあったんでは、いままでの住民に対して申し訳ないことであります。これぐらいはですね、特例の措置を設けても、住民の方々は納得してくれるというふうには私は思うわけでありまして、どうかひとつそういう形ですね、私はできれば森吉の選挙までですね、あたりまでというところでありましたけども、ま、伸ばしても1年位はですね住民に納得していただけるのではないかなと、こう思っております。以上です。

岸部会長： 有り難うございました。他に、はいどうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 私もちよっと意見を述べたいと思いますけど、やはりこう今ずっと協議してます、これからもいろんな協議案件出てくると思うんですけど、その短期間の中でやっぱりそれをきちっと集約してまとめるって事は大変です。傍聴に来ておられる方々は聞いていてお分かりだと思んですけど大変な作業だと思うんですよ。最終的に合併をするしないを決めるのは議会なわけですよ各町村のですね、その了解が得られなければいくら揉んでもそれがパーになってしまうということございまして、一般の住民にしてみれば議員にだけ特例云々というものの考え方もあるかと思いますが、1年間今まで自分方がやって来たこと事として新市に向けた方向付けというものを見届けするということ、そして地域のいろんな思いというものを議会の中で、そして今まだまだ解決しなければならない、いろんな育ってきている課題があるわけですから。それを充分意見を出して新しい間違いのないのないまちづくりをすると言う意味で1年間、まず長くとも1年ですけどもそういう特例をしていただいた方が将来の為にいいと思うし、その問題で色々ギクシャクして頓挫して、また1年も延びてしまうという事になればですね結果的には同じ事になるんですよ。ですから設定した来年の3月にはなんとかして合併するんだと、そのいろんなまだ解決できないような課題についてはその在任のなかでですね、やっぱりきちっとした議論を戦わせながら引き継ぐ居場所を作っていくとこういう方向でお話しいただけたらですね、住民の方からもそれなりのご理解を頂けるんじゃないかなと思います。

岸部会長： わかりました。丁度予定した時間になったわけでございますけども、今日合川さんの方からですねまだ議会の方では話し合いをしていないというふうなこともございます。したがってこの問題は非常に大きな問題でございますので、今日はここまでにさせていただきましてですね、また次回また議論を重ねたいと思います。宜しゅうございますでしょうか。

(はいの声あり)

じゃ宜しく願いいたします。それではですね、次回協議の提案、これから小委員会あるんですよ。そういう事もありまして。

次回の事を説明して下さい。

事務局： 今日配布しましたお手元の資料の別冊になっております。協議の第 22 号、協議第 23 号、協議第 24 号でございます。この資料をひとつご覧になって下さるようお願いいたします。最初は協議第 22 号でございます。事務組織及び機構の取扱いについて、1 ページをご覧になって下さるようお願いいたします。

1 ページの調整内容 1、2、3 ありますけどこの説明する前に資料の方を若干説明されます。1 ページが現在の各 4 町の部局関係の内容です。2 ページに縦の資料が入っております。これは総合支所で行う業務(案)とになってます。ただしこれは注意書きの上にあるとおり総合支所で行う業務が現時点の想定でありまして、確定したものではありませんということで作成しました。これのまず総合支所方式でやる場合に本庁が上の方にある通り、部署が設定されると。総合支所になりますと各 4 つの町に総合支所というふうになる場合は、窓口を主体にした総務・地域づくりの関係、住民サービスの関係、産業建設の関係、教育関係というふうな形の支所を、体系を作って行くという案でございます。それから 3 ページでございますけども、これは 3 ページは組織に関する法令、4 ページは県内の状況でございます。これらを含めて、その他に下の方に現在の 4 つの町の行政機構図を載せております。こういう資料を載せております。それで各専門部会で検討して調整案としてまとめたのが、ひとつは新市における 4 町の庁舎は、本所、総合支所として有効活用するとともに、住民サービスが低下しないよう総合窓口業務を各庁舎で行う。2 つ目が事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく利用しやすいものとする。3 が新市移行後においても、効率的で機能的な組織のあり方を検討すると 3 つの調整内容を示しております。続いて第 23 号、協議第 23 号の一部事務組合等の取扱いです。これは 1 ページにあります通りに協議内容が 1 から 3 つあります。これら 3 つについての協議内容、調整内容として設定します。それからこのものについては紙上の通りでございますので、ひとつ見ておいて貰いたいと思います。それから調整、協議第 24 号の使用料、手数料の取扱いについてでございますけども、1 ページの使用料、手数料の取扱いの中の調整内容でございますけども、こういうふうに 2 つに載せて、調整内容としております。各町の資料がそれぞれ下の方に 2 ページ以降非常に細部にわたっておりますのでこれをご参考にしながらひとつ御討議の材料としながら次回の協議の中で進めて欲しいと思っております。宜しくお願い申し上げます。

岸部会長： それでは今の説明で特に分からないとか、あるいはこういった資料も必要だというふうなことがありましたらお知らせ下さい。今日で無くても結構です。この事に関してこういう資料も出して欲しいというふうなことがありましたら、事務局の方まで早めに申し入れて下さい。そうしますとこれに関しまして資料を作ります。宜しゅうございますか。今のこれにつきましては。

それではこれで一通り終わりましたが、これから小委員会がございます。事務局の方からちょっと説明下さい。

(次回の日程はの声)

事務局： 大変済みません。次回の第5回の協議会の日程でございますけども5月の17日月曜日午後2時から鷹巣町中央公民館ホールに設定して、これからご案内の通知をさせていただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。それから第6回の協議会の日程も6月2日水曜日午後2時から森吉町コミュニティセンターに予定してます。宜しくお願いします。

事務局： 今会長からお話がありました新市名称選考小委員会、今日が1回目となります。これが終了したあとすぐ会場を出ますと左側に和室がありますのでそちらの方に準備しておりますので、ご案内の委員12名の方々はそちらの方にお入り下さいますように宜しくお願い申し上げます。以上です。

岸部会長： はいどうぞ。

(「中央公民館だそうです駐車場はどこになりますか」という声あり)

岸部会長： 用意しておきます。職員もちゃんと用意してご案内致しますので。それではその他ということで。はい、どうぞ。

岸部会長： はい現時点での新市名の応募者数をお知らせ下さいということです。

事務局： はい今事務局に寄せられているハガキ、メール、ファックスが今日時点で570通程来ております。あと他の4町それぞれの窓口、公民館とか役場、その他の公的施設に置いてございます応募箱の方はまだ開けてございませんので、そちらの方には小中学校の生徒さんからかなりの応募が来ていると期待されています。そちらの方は30日で締め切ってまた皆様に報告申し上げたいと思っております。

岸部会長： 他にございませんか。はい。あのマイクお願いします。

合川町佐藤(吉)委員： あの確認ですけども先回病院部会を設置しまして準備会を設立しましたね。あれは今も法定協議会の中の準備会ですか。

岸部会長： あのですね準備会って準備室の事だと思うんですがそれは専門部会の中には、病院部会をこの法定協の中には設置いたしました。しかしこの法定協の中でですね、病院まで進めるといのは専門性がございませんので、事務的なものにつきましては部会の中で進めますけど、それ以外の病院立ち上げとかもって病院の場合いろいろこの専門的なことがあるわけですね。それについての準備室でございます。

合川町佐藤(吉)委員：ですからそれは、法定協の方の予算の範囲内でやるということでしょう。

岸部会長： いや、それは法定協の予算というのでは、準備室は準備室の形で。

合川町佐藤(吉)委員：お金が掛かるでしょう、いろいろと。

岸部会長： はい、お金はかかります。

合川町佐藤(吉)委員：お金はどこから出るのですか。

岸部会長： それはやっぱり4町で負担するという形になります。今までは病院議会の中でやってきておったんですけども……。

合川町佐藤(吉)委員：ですからね、今ここに管理者がおりますけども、管理者は2月の定例議会で準備室を設けるということを議会で話をしていますよね、ですがそれは病院議会の方ではやらないでしょう、今の準備室は、このまえ新聞マスコミを見ますと、なんかあの会長さんが行ってですね、色々ご挨拶している写真があったようですが、ですから私はその法定協議会の中で予算等を出してやっておると、というふうに認識しておったんですが、その辺はどうなんでしょうか。

岸部会長： 結局ですね、今4町それから病院議会は、まず上小阿仁の場合は賛助会員という立場で参加して行くというふうなことなんですよ。だから結局病院の構成している4町同じく合併もなるというふうなことで、それで一緒にした方が良いというので、まず専門部会にしたわけございますね。

合川町佐藤(吉)委員：専門部会でしょう、法定協議会の、ですからそれはそれでいいわけですよ。それじゃ病院議会の準備室はあるのですかということです。

岸部会長： いや、病院組合じゃないです。いまは。

森吉町松橋町長: 今岸部町長さんからお話あったように、統合の準備室は16日にスタートしております。今予算の話になりましたが、この法定協議会の中から支出するのかというご意見だったと思いますが、そうでなくてですね、統合準備室の現段階の予算規模は本当に小さい、本当に事務的なものばかりでありますので、まず法定協議会から援助してもらうようなこともやって行こうということにしております。それから、こちらの専門部会は、専門部会として進めることになると思いますが、その際は統合準備室と一体になって議論していただくと、こういう考えでおります。

合川町佐藤(吉)委員: 岸部会長は新市の中の事業として行きたいというふうに答えております。ですから私は法定協議会の病院部会の準備室だと思っておりますが、認識しておりますが、よってそれじゃ2月定例会です。管理者が病院議会の行政報告の中にあっただよう。それがやはり統合準備室を設けるということなんですよ。ですから今あるのは、もうスタートしているのはこちらのものでしょうか、ということです。簡単に言いますと。

森吉町松橋町長: 専門部会と一体的に進めると、今の統合準備室をですね。何故100%専門部会でならないかと言うと、厚生連からも職員が1人派遣されて来ているわけです。厚生連は合併の方とは直接関係ございませんので、ただ統合準備室はこの専門部会と一体となって進めていくということの考え方でいます。

合川町佐藤(吉)委員: いや、違うんじゃないですか。厚生連からは派遣じゃないでしょう。あなた方の先般提案したあれは、先般ですね一部改正で提案したのは、病院部会、町長が指定する職員ですよ。ですからここには一言も厚生連というものは出ておりません。

鷹巣町簾内委員: わたしもこの合併協に病院部会を作ってそこで協議してもらうという事で出来たもだと私はそう解釈しております。病院組合が100%でもない、合併協議会が100%でもない、それをなんでこの協議会に作るのかと。ですから私はさっき合川の議長が言ったと全く同じくその病院議会のことよりも、病院の事についてはこの合併協議会で話し合いをしていくためにそこへ事務所を置いて、その事務所は森吉の役場内だと、職員も1人置くと、こう解釈してるのでこの中のひとつの仕事だと、そうとらえました。ですから病院組合は今度どうやって行くのか、この合併協の中に置いたのとどうなっているのかというこは、はっきりこの際聞いておきたいというのは、全く同じです。

森吉町松橋町長: 私の思い違いであったかも知れませんが、皆さんたちの、はっきりそう理解しておられるとすれば、そのような決め方をしたのじゃないかと思えます。私は先程来申し上げておりますように、統合準備室とこの専門部会は一体になって、協議会の専門部会と統合準備室は一体になって統合を進めていくと、こういう理解でばかりでありましたので、先程来申し上げわけではありますが、その合併準備室がこの法定協議会の組織のひとつだと、こういう皆さんの理解のようでありますので、私が最初申し

上げたことを訂正させていただきます。

森吉町庄司委員：それはそれぞれみな違うんでないですか。私は今やっぱり一体となってやっているものだと、こういう認識であったわけです。

森吉町庄司委員：議員の方は統合を含めてずっと前からいろんな計画進めて来ているわけですね。して今合併協出来てこの前初めて部会もあったと、いうふうなことです。これはっきり部会だか病院組合だかと分ければものとして分かりやすいですが、私はその様な経緯もあるとありますので、いずれそういうことでやった物をまたここへ出して一体となって今後ここでまた議論していくことになる、私は認識であるわけですので、いま、病院管理者が今前の認識取り下げるとか勘違いとか言ったけども、必ずしも私は全部がそうではないと思うんです。私の意見ですが。

森吉町桜井委員：すみません。私は合併協議会の病院部会が部会としてひとつの組織、で統合準備室は、準備室としてのひとつの組織、というふうに理解しておりまして、ただいずれ統合ということになるので、両方ともいわゆる横のつながりを持ちながら、いわゆる統合を立ち上げていくんだと、こういうふうに私は解釈していましたが違うのかな。

岸部会長：あのですね、準備室につきましてはですね、今おっしゃったように非常に専門的になるわけですよ、それから厚生連も入ってきて、いわゆる公設民営という形で、わたしたちこの合併協議会に入る前からいろいろと協議してきたわけですね。それをその所で決まったものをある程度病院、専門性のあるものを、決まったものを今度は新市の病院としてもっていくからということで、病院部会を作ったわけですよ。ですから今ある準備室ではそういう専門性のところは今のままでやっていくと、そうしておいて、出来上がってきたものを今度こちらで認めていくと。なにもこれ同じ4町でやって行くわけですから、私は一緒でも構わないことは構わないと思います。ただ今の段階ではそういうスタイルになっています。何かもっとこういうふうにした方がよいということがあればこれは別にやぶさかでないです。

阿仁町山田(賢)委員：阿仁の山田です。私は病院の統合問題は、米内沢病院組合議員でもなんでもないけども、いずれ病院は建てる、新しい病院を作る場合は、病院の方の側の方から、新しい病院を作る側の方から合併協議会とかそういう機関を通じないで特例債を使って建てるんだとか、結局2つあるわけなんですよ、このものの整理の仕方として。ひとつは統合した場合に新しい病院を合併し、市の方で特例債を使って市営で建てるということがひとつ。それでいいのか悪いのかってのがひとつ。それからもうひとつはもし合併した場合に残された合川の診療所と米内沢公病と阿仁の病院、これは市営で経営すると言ってるんですよ。市営で。新しいつくった病院が経営するのであれば統合なんだけど、1部統合なんです。入院室の。というような状態ですので、これは私は日を改めて議長も病院問題だけでも懇談して、合併協議会でもお互いに意見を出し合って、将来の姿をきちっと認識をたつた

上で決めていかなければ、片方の病院準備室というメンバーが集まって新しい病院を作ろうとしているのかそれ分かりませんが、この協議会とすれば残された今話したような病院を将来市営にしてはたして経営出来るのか出来ないのか、そういうようなことを考えて行かなきゃならないと私は思います。だからこれ非常に大事な課題だと思いますので、ひとつ時間を置いてですね片手間にこの病院問題、私片付けられ無い課題だなどこう思います。

岸部会長： 分かりました。勿論これは非常に大きな問題ですので、これは勿論自分たちで、諮って進んでいかなければならないのですが、今のですね準備室というふうな性格と、それからこの合併協議会の性格というふうなのはですね専門部会の性格ですけどそれは準備室の方非常に専門的な問題、いろんな事を協議してそこから出てきたのをこの専門部会の方に持ってくると言ったような形で今進んでいるわけです。あのスタイルとしてはですね。非常に分かり難いと言えればわかりにくいかも知れませんが、私は機能としてはいいような気がするんですけどね。これ今合併協議会の専門部会で全部扱うとなるとですねこれやっぱり大変、いろんな問題がまた出て来ると思います。なにかご意見ありましたらどうぞ。

合川町佐藤(吉)委員：病院反対とか、そういう事じゃ無いんです。進め方なわけで、それで、その新聞を見ますと、これ正確だかどうか分かりませんが、マスコミですから。しかし、鷹巣阿仁地域合併協議会すなわち法定協です、その専門部会、病院部会事務局統合準備室が15日森吉に開設されたという文面ですね。ですから私はこの法定協議会の中の準備室だというふうに認識をしておるのです。

岸部会長： 今まではですね直営の形でないわけですよ。ですからそれを直にするというのであれば別にそれはそれで構わないと思いますよ。いわゆる分科会的な性格になるとは思いますけど、通常分科会とは全然違った物になりますので。

合川町佐藤(吉)委員：それじゃですね、この人達の給料とかはだれがどのようにして払うんですか。

岸部会長： 今4町から1人ずつ派遣した形になってやっております。厚生連は厚生連の方で人件費を持ちながらこちらの方にいろんな相談する事項だとか専門的なことに関して一緒に入ってきてくれているという風な段階です。

合川町佐藤(吉)委員：そうするとこの規約をみるとおかしくなりますよね。厚生連というのは1人も出ていませんよ。

岸部会長： ですから準備室の中で入れて、そこでいろんな出てきたのをこちらで活用すると、利用するというような形なんですよ。

合川町佐藤(吉)委員:これは要するに、町長が指定する職員が厚生連の職員でしょ。米内沢病院の職員でしょう。それをなんか委託契約かなんかやっていて、連れてきているんですか。

岸部会長:これはですね、もう少し整理しないと難しいと思いますので、整理してお知らせしたいと思いますが、今のような形はまずいという事ですね。一体となってやるべきで、法定協の中に入れてやれ、ということですね。

合川町佐藤(吉)委員: それじゃ法定協ですか、組合病院ですか。

岸部会長: いやこれはだから、あの準備室は法定協と密接な関係はあります。

合川町佐藤(吉)委員: いや、関係はありますじゃなくて……。

阿仁町山田(賢)委員:あのですね、公設で新しい病院を建ててですね、その運営は厚生連の方に委託したいと、お願いしたいという方向で進んでいるわけですよ。だから早く今米内沢でやっている厚生連の経営者、実際経営する人が入った中で煮詰めた案を、こういうふうにしてやりたいという方針がまとまって、この場に持ってきていただければいいと思うんですよ。

森吉町松橋町長:それを病院組合議会でも議論し、また阿仁町議会でも決めたことを議論していただく。

阿仁町山田(賢)委員:なるべく早くですね、この病院の今後のあり方、それをはっきり新しい病院はこういうスタイルになりますよとか、残った病院はこういったスタイルで経営するということを決めていただかなければ、この場で協議すると言ってもなかなか具合が悪いわけですよ。

森吉町松橋町長:ええ、山田さんそれはそれで分かりますけども、いま、佐藤さんと簾内さんから出された問題は、統合の準備室そのものがこの法定協の組織のひとつだと、こういう理解されておるわけですね。

森吉町松橋町長:佐藤さんどうもありがとうございました。これちょっと曖昧な面がありますので今度の協議会まで我々の意見を統一して皆さんの理解を得られるように案を出したいと思いますのでよろしく願います。

岸部会長: それでは大分時間がかかりましたけども、今日非常に密度の濃い議論していただきましてありがとうございました。じゃまた次回までお元気で。